

平成十九年四月二十五日提出
質問 第二〇一 号

ロシア連邦駐劔特命全権大使と在モスクワ日本人記者の關係に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

ロシア連邦駐箚特命全権大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第一八五号）を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、齋藤泰雄ロシア連邦駐箚特命全権大使（以下、「齋藤大使」という。）を訪問したモスクワ駐在の日本人記者に対して略歴の提出を求めたのは、「同大使の意思によるものではない。」という答弁がなされたが、それでは誰の意思によるものか。該当者の官職氏名を明らかにされたか。

二 在ロシア連邦日本国大使館（以下、「大使館」という。）は、「齋藤大使」との会見を求める全ての日本人記者に対して略歴の提出を求めているか。

三 「大使館」が、選択的に特定の記者に対してのみ略歴の提出を求めているならば、そのような差別的扱いをする法令上の根拠を明らかにされたい。

右質問する。